

令和5年9月28日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

経済建設常任委員長 矢仁田 秀典

委員会審査報告書

認定第2号 令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本委員会に付託された令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

(意見)

令和4年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、292,229,680円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

水道事業には公営企業会計が導入されており、令和4年度の水道料金の引き上げは、事業収益の改善のためにやむを得ないものと判断する。併せて、施設等の更新計画に基づいた更新工事を実施し、水道の開閉栓に係る手続きを電子化するなど、業務の効率化にも取り組んでいる。

住民生活と産業の礎となる水道事業だが、広い面積に集落が点在する山都町における水道事業は収益性の追求が難しい。水道料金以外の補助的な財源の確保や、事業の更なる効率化が求められる状況であり、今後も水道水の安定供給に向け地道な努力を積み重ねてほしい。